学校生活の心得（一部抜粋）

北海道佐呂間高等学校

1　校内生活について

（1）人間関係の充実

・高校生活は、皆さん一人ひとりが協力しながら作り上げていくものです。
お互いに思いやりの気持ちを持って、仲間や先生方との信頼関係を大切にしてください。
・からかいや悪ふざけ、いじめや暴力行為などによって、相手を傷つけることは許されません。
誰もが安心して生活できる学校・クラスを作っていきましょう。

（2）校舎の利用

・学校は公共の場です。周囲の迷惑や危険な行為のないように学校生活を送りましょう。
・施設・設備を大切に使い、破損した場合（見つけた場合）はすぐに先生に報告しましょう。
・学校生活に関係のない物品をみだりに持ち込んではいけません。（マンガ、雑誌、音楽・ゲーム機器など）
・校舎の窓から身を乗り出したり、窓枠に座ったり、玄関ポーチの上に出たりしてはいけません。
・飲食はすべて教室内とします。体育館での飲食は、部活動などで許可された場合を除き禁止します。
・下足ロッカーは、上段に上靴、下段に外靴を置きましょう。（靴以外の物を置かないこと）

（3）遅刻・早退

・登校は８：３０までです。（以降、生徒玄関を施錠するので、職員玄関を使用すること）
・授業の開始時間を守り、トイレは休み時間に済ませましょう。
・授業中に入室する際は、職員室前で「入室許可証」を記入後、確認者にサインをもらい、教科担任に提出しましょう。

（4）学習

・授業には真剣に取り組み予習・復習を習慣化できるように努力しましょう。
・授業中の迷惑行為等は慎みましょう。
・課題・提出物等は期限を守り責任をもって取り組みましょう。

（5）学習用タブレット端末の使用

・学習用タブレット端末は学習用機器として定着しています。個人の携帯電話と同様の使用が可能であり、携帯電話の使用と同様に規制するものですが、学習の範囲内で、休み時間と授業中での使用を認めます。
・学校で使用する際、ログインアカウントは原則学校より付与されたアカウントとします。
・授業中や休憩時間を問わず、SNS・ゲーム等の使用は認めません。
・学習活動に係わる使用のみとします。

（6）携帯電話の使用（使用規則から抜粋）

・使用時間は始業前・放課後のみとします。それ以外の時間は電源を切り、担任に預けるかかばんの中にしまい、自己管理とします。（机の中、制服のポケットに入れっぱなしにしないこと）
・使用可能な時間帯であっても、マナーモードに設定するなど、音が鳴らないようにしましょう。
・使用場所はＨＲ教室・その他の一般教室、生徒玄関（カーペットの上）とします。
その他校外での使用については顧問等の指示に従いましょう。

（7）貴重品の管理

・貴重品等については　むやみに学校に持ち込まないことが望ましいが、ある場合は担任に預けるか常に持参することを心がけ、決して空き教室等に置いたままにしないようにしましょう。

（８）自動販売機の利用

・自動販売機は、休み時間・放課後に使用することができます。（授業等にかからないこと）

（９）ゴミの分別について

・燃えるゴミ、ペットボトル、空き缶などを分別しましょう。

・ペットボトルのふた、空き缶のプルタブはリサイクルのため回収しています。（回収用容器へ）

（10）下校時刻

・平日１９：００、休日１６：４５を下校時間とします。
放課後、用事のない生徒はすみやかに下校しましょう。

2　頭髪・服装について

（１）服装について

〔男子〕

・本校指定の制服を正しく着用しましょう。加工や変形は認めません。

・夏期間は略装（白Ｙシャツ）を認めます。また、原則シャツの裾はズボンの中に入れましょう。

・ソックスは白・紺・黒などを基調とし、華美にならないものとします。

・気温の変化に応じ上着を脱ぐことを以下の条件で認めます。

ア）休み時間の教室内であること。

イ）授業中は教科担任の許可を得ること。

＊冬期間でも上着を脱ぐ場合は、ジャージ等を着用せず略装（白Ｙシャツ）を着ることがのぞましい。

〔女子〕

・本校指定の制服を正しく着用しましょう。冬期間は紺セーラー服、夏期間は白セーラー服とします。

・校章は左胸ポケットにつけましょう。

・スカートは膝がしらに触れる長さとします。

・スカーフは必ずつけましょう。

・ストッキングはベージュ、紺、黒とし、ソックスは白・紺・黒など華美にならないものとします。

・女子のカーディガン着用については以下の条件付きで認めます。

ア）紺、黒、白、グレー、ベージュの無地またはワンポイントとすること。

イ）儀式的行事、全校集会、職員室・事務室への入室時はカーディガンを脱ぐこと。

＊異装の場合は、担任に申し出ること。

（２）頭髪について

・頭髪は、清潔・端正に保ちましょう。パーマ、染色、脱色、極端な髪型、エクステンションなど、本来の姿と異なる加工等は認めません。

（３）装飾品

・ネックレス、指輪、ピアス等のアクセサリーは認めません。

・やむを得ず健康器具等をつける場合については、外から見えないように留意しましょう。

（４）化粧

・ファンデーション、口紅（色つきリップ含む）、マニキュアなどの化粧は認めません。

（５）上靴、外靴

・登下校時の靴は運動靴・革靴など通学に適したものとし、サンダル・スパイクなどは認めません。
・安全面を考慮し、靴のかかとは踏まないようにしましょう。
・上靴、体育用運動靴にははっきりと記名しましょう。落書きやいたずらをしてはいけません。
※総じて、「いつでも面接に行ける容姿を心掛けましょう」

３　校外生活について

（１）アルバイト

・保護者・担任と相談の上、事前に「アルバイト許可願」を提出しましょう。
・学業や学校生活に支障がないようにしましょう。危険な業務や酒席に出る業務は禁止とします。（居酒屋、焼き肉店など）
・アルバイト禁止期間は、考査１週間前から考査終了まで、学校祭準備期間から学校祭最終日まで、インフルエンザなどによる臨時休校日とします。（ただし、新聞配達は除く）
・成績不振者、生活態度に問題がある者、無断アルバイトをした者には、アルバイトを許可しません。

（２）自転車通学

・「自転車通学届」を提出し、本校のステッカーを貼りましょう。（３年間使用、車両変更時に再提出、ステッカーの金額は 100 円です）
・整備点検（ブレーキ、前照灯、尾灯など）をおこないましょう。
・危険な運転、道路交通法に触れる行為（無灯火・２人乗りなど）は絶対にしないようにしましょう。
・駐輪の際は、自転車に必ず施錠をするようにしましょう。
・ヘルメットの着用を努力義務とします。

（３）外出等

・高校生の外出時間は２１：００までです。原則友人同士の外泊は認めません。
・外出先においても、高校生としての本分を忘れず、周囲に迷惑が掛からないように行動しましょう。

４　届け出について

（１）入部許可願：部活動に所属する生徒は提出しましょう。
（２）アルバイト許可願：アルバイトをする生徒は提出しましょう。
（３）自転車通学届：自転車通学をする生徒は提出しましょう。
（４）入室届：授業の途中で教室に入室するときに提出しましょう。（遅刻・保健室など）
（５）自動車免許取得許可願（３年生のみ）：自動車免許を必要とする生徒は提出しましょう。
（６）大会参加承諾書（部活動）：部活動の大会等に参加する際に提出しましょう。